

一般社団法人
新興事業創出機構
定款

一般社団法人 新興事業創出機構 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人 新興事業創出機構 と称する。

第2条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を 東京都新宿区 に置く。

第3条 (目的及び事業)

当法人は、持続且つ成長可能なソーシャルビジネスモデルの構築及びそのサポートを通じ、地場産業の再生や、地域コミュニティに不可欠な事業、地域経済の発展に寄与するビジネス機会や人材等を発掘して支援し続けることにより、日本の産業構造の転換を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 寄付や助成金、ボランティア等にも依存するのではなく、全ステークホルダーに対し経済的メリットをもたらすことのできる、持続的成長可能なソーシャルビジネスモデル構築の為の調査・研究及びその支援
2. 収益性を見込める事業ケースによる新しいビジネス機会の創出及びその支援
3. 採算性は見込みにくい、地域コミュニティに不可欠な各種事業に対する資金及び人材供給に関する支援
4. 自然災害等により被災した地域の復興に向けた新規事業の立ち上げ、地場産業再生の為の人的資源、ノウハウ、市場開拓機会の提供及びその支援
5. 前項の活動を実地ケースとし、協働企業等からの人材受け入れ等を通じ、社会企業的な発想と高いビジネススキルを持つ人材の育成事業及びその支援
6. 自然災害等により被災した地域及び非被災地域の産業に対し、三大都市圏依存からの脱却、東南アジアをはじめとする海外での市場開拓やビジネス機会の発掘・支援等を通じた、日本中の産業構造の転換を図る為の調査・研究及び提言
7. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第4条 （公告）

当法人の公告は、当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

第5条 （入社）

1. 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
2. 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

第6条 （社員の資格喪失）

社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

第7条 （退社）

社員は、退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第8条 （除名）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

第3章 社員総会

第9条 (社員総会)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第10条 (開催地)

社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

第11条 (招集)

1. 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。
2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

第12条 (決議の方法)

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

第13条 (議決権)

各社員は、各1個の議決権を有する。

第14条 (議長)

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

第15条 (議事録)

1. 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印、又は署名捺印する。

第4章 役員等

第16条 (役員の設定等)

1. 当法人には、次の役員を置く。
 理事 3名以上
 監事 1名以上
2. 理事のうち、1名を代表理事とし、当法人の理事長とする。

第17条 (選任等)

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事の内、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の3分の1を超えてはならない。

第18条 (理事の職務権限)

1. 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
2. 理事は、当法人の業務を分担執行する。
3. 理事長及び理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第19条 (監事の職務権限)

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第20条 (任期)

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第21条（解任）

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第22条（報酬等）

役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

第23条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

第24条（責任の一部免除又は限定）

当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

第25条 (構成)

1. 当法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第26条 (権限)

理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長の選定及び解職

第27条 (招集)

理事会は、理事長又は各理事が招集する。

第28条 (決議)

1. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第6章 基金

第29条 (基金の拠出等)

1. 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。
2. 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
3. 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 資産及び会計

第30条 (事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

第31条 (事業計画及び収支予算)

1. 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第32条 (事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1項の書類についてはその内容を報告し、第2項及び第3項の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

第33条 (剰余金の分配の禁止)

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

第34条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第35条（解散）

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第36条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は特定非常利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る)に贈与するものとする。

第9章 雑則

第37条（定款施行細則）

この定款に定めなき事項について、理事会の議を経て定款施行細則を定めることができる。

第38条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

第10章 附則

第39条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

第40条 (設立時の役員等)

当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	鷹野 秀征、 高久 陽二、 磯島 大、 齋藤 学、 山本 広高、 辻 佳子
設立時代表理事	鷹野 秀征
設立時監事	江田 一晶

第41条 (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所 千葉県千葉市緑区あすみが丘5丁目5番地17 氏名 鷹野 秀征
設立時社員	住所 神奈川県藤沢市遠藤842番地の13 氏名 齋藤 学

以上、一般社団法人 新興事業創出機構 設立に際し、設立時社員 鷹野秀征、同 齋藤学の定款作成代理人である 行政書士 江田一晶 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成24年 5月 16日

設立時社員 鷹野 秀征
同 齋藤 学

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 江田 一晶

(登録番号 第11081509)